

# 第5回都市計画公園・緑地（市町村公園）見直し検討委員会

## 議事録

日時 平成25年3月28日（木）  
午後10時00分～11時30分  
場所 大阪府庁新別館南館5階  
マッセ大阪 大ホール

### 【開会】

事務局より挨拶  
資料の確認

### （増田委員長）

委員長の大阪府立大学増田です。

計5回検討を進めてまいりましたが、今日は一定の方向を取りまとめるということですので、よろしく願います。

それでは、早速ですが、これより議事に入りたいと思います。今日は二つの議題、前回のふりかえりと最終的な基本的な考え方素案についてということです。

まず、議題2「第4回委員会でのご意見」について、事務局から説明願います。

### （事務局）

第4回でいただいたご意見につきまして、説明させていただきます。

まず見直しフローについてですが、新たな代替施策の確保をした後に廃止だけではなく区域変更にも対応できる表現にすべきとのご意見をいただきました。

こちらにつきましては、都市計画公園緑地の変更または廃止というように表現を修正させていただいております。

またカルテの評価につきまして、市町村が実際に見直しを行う際に評価しやすいように解説等が必要ではないか、また評価は極力定量化し評価理由は全て明記することや評価理由の記入例について例示したほうが良いなどのご意見をいただきました。

こちらにつきましては、これまでご議論いただきましたケーススタディのうち3公園の評価カルテと評価図を別冊資料編としてとりまとめました。

お手許の配布資料の方では資料4として配布しているものでございます。

また、本編の方でも、評価理由は全て記述することや可能な限り定量化する旨を、ご覧のように本編の方に記載してございます。

次に、代替機能の評価、担保性につきまして担保性の判断基準や代替施策のメニュー一覧などが必要ではないかというようなご意見をいただきました。

まず、担保性につきましては地域状況等、諸条件によるところが大きいものでございますので担保性の期間等も十分に考慮して、市町村が適宜判断することとし、本編の方にその旨記載しております。

また、代替機能の具体策につきましてメニュー一覧を本編に提示いたしました。

まず、代替機能の考え方について、具体的には本編の代替機能の評価における注意点や本書の運用における注意点の方にご覧のように記載しております。

また、代替施策につきましても、こちらのように代替可能と考えられる施設緑地一覧や地域制緑地一覧を本編の方に提示しております。

また、穴抜き調整区域の農地の担保性がどこまであるのか、その視点の議論が必要とのご意見をいただきました。

こちらにつきましては、担保性を確保するため可能な限り施策を連携させることとし、本編の方にも複数の施策の連携例を挙げております。

また、都市計画以外の施策と連携を図るなど、総合的な取り組みを行っていくことで担保性を確保する旨をご覧のように記載しております。

次に、新たな代替施策につきまして、空き地や空き家などオープンスペース機能として活用するなど他都市の先進事例について情報収集すること、また全国の事例を参照しながらより多くのメニューを提示する必要がある等のご意見をいただきました。

こちらにつきましては他都市の先進事例等を含めましたメニュー一覧を本編の方に提示することし、ましてこちらのようにたとえば空き地の防災空地としての活用例や駐車場緑化等の全国の事例を本編の方に提示させていただいております。

次に見直しのスタンスについて、やむを得ず公園を廃止する場合においても、いかに代替策を活用し緑量を増やしていくのか、方向性を記載すべきとのご意見をいただきました。

こちらについては、本編の中で見直しに当たっては公園緑地としての個別単体の評価のみで終わらせるのではなく、地域全体での緑の充足についてもしっかりとした方向性を持って見直し検討を進める必要がある旨をご覧のように記述しております。

また、運用スケジュールにつきまして代替機能がある場合の廃止や新たな土地利用に対する配慮が必要な場合の廃止について、廃止時期を明確にすべき、また新たな土地利用に対する配慮が必要な場合の廃止については地域住民の方の意向を十分に確認することなどのご意見をいただきました。

廃止時期の考え方については、それぞれ本編の方に記載しております。

また、新たな土地利用に対する配慮が必要な場合につきましては、市町村が住民への十分な説明責任を果たしていくこととさせていただきます。

廃止時期の考え方につきまして、具体的には、まず代替機能がある場合の廃止につきましては原則として確実な代替機能の担保性が有る場合に、代替機能有りとして都市計画公園緑地を廃止できるとしています。

また、整備手法等を検討していて、新たな代替施策を確保できた場合の廃止につきましては、代替機能の評価と同様に、廃止の際は代替策の担保性が確保されていることを原則としております。

新たな土地利用に対する配慮が必要な場合の廃止につきましては、まず施策の検討に当たりましては地域住民との連携を図るとともに廃止後に著しく市街地環境の低下が懸念される場合は、廃止の際は緑の機能を確保されていることを原則としております。

また廃止時期及び住民への説明責任につきましては、本書の運用における注意点においてご覧のように記載しております。

次に、カルテの評価について本編では最低限必要な評価を示すこととし、先行して見直しを行った市町村がその評価の考え方などを反映できる仕組みを作ってはどうかというご意見をいただきました。

それにつきましては、都市計画協会の方などを活用して各市町村の事例の共有や情報交換等を行ってまいりたいと考えております。

また、本編を充実させる仕組み作りにおいても、引き続き検討していきたいと考えております。

本書の運用における注意点の中では、本書の活用に当たっては市町村が地域特性を勘案して、必要に応じて加筆修正して運用することが望ましいと考える旨を記載しております。

また、その他縮退型の都市計画や事前復興計画などの見識をしっかりとっておくことが大切など、その他様々のご意見をいただきました。

今後見直しを進めるにあたっては、いただいたこれらのご意見を十分に踏まえて検討してまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

(増田委員長)

ありがとうございました。今回は、市町村の方々からのご意見をいただきながら少し十分ではなかつ

たかも知れないが、意見交換をし、今日計画に反映しているかと思う。今の内容も含めて最終的な基本的考え方について今日取りまとめているので、前から順次説明いただいて、その中で残された意見があれば、意見交換をするということと前に進めたいと思うので、宜しくお願いしたい。それでは、議題3「都市計画公園緑地(市町村公園)見直しの基本的考え方(素案)」について事務局の方から説明をお願いします。それと同時に今日ご欠席の嘉名先生のご意見についても、説明の後、続いて説明をお願いします。

#### (事務局)

それでは「都市計画公園緑地(市町村公園)見直しの基本的考え方(素案)」の説明をいたします。その前に、この基本的考え方という名称は、もとはガイドラインでございましたが、事務局PTの中でよりふさわしい名称を、と協議しました結果、「基本的考え方」に改称させていただきたいと思っているものでございます。

それでは、まずは、お手許の資料3 A4版の本編をご覧ください。

1枚めくっていただきますと目次がございます。

全体の構成は、番番の市町村公園の現状から2番の背景、3番見直しの必要性、4番見直しの考え方まで、委員会での議論をベースに整理したものでございます。

続いて5番で、委員会の議論の中心でありました街区公園などの住区基幹公園の具体的評価の進め方について説明しております。

次の6番では、委員会では府営公園のフローの適用可否として見ていただきました、比較的規模の大きな都市基幹公園の評価の進め方について、まとめております。

最後に、7番で本書の運用上の注意点等を記載し、8番では参考資料として委員会の検討経緯等を載せてございます。

また、別冊の資料4になりますが、資料編として、委員会でご議論いただきましたケーススタディの3公園、街区公園・近隣公園・地区公園のパターンで、それぞれのカルテ・評価図等を、地域や個人情報に判別しないようアレンジしたもので掲載しておりますので、この場で少しお目通しいただければと思います。

それでは、ここからは本編の内容について、正面スクリーンのスライドの方で説明させていただきます。

1番目に市町村公園の現状と課題を整理した、第1回委員会資料のおさらいでございます。

まず市町村公園の整備状況は、未着手区域が3割を占め、一方、一人当たり公園面積は、府域は5.1㎡ですが、ご覧のように地域格差が大きい状況にあります。

次に経過年数ですが、市計画決定後30年を超えるものが9割以上、今後の事業見込みは、未着手公園で9割、未完成公園で6割近くが見込みのない状態です。

次に、2番の背景ですが、社会情勢の変化として、人口減少は30年後には2割もの減少が想定され、一方、東日本大震災を機にこれまで以上に災害リスクが高まっているとして、公園の様々な防災機能に期待が高まっている所です。

また、公園事業費についてはピーク時の4割まで減少している状況を示しております。

次に、上位計画等については、都市計画マスタープランでは、緑地を府域の4割確保、みどりの大阪推進計画では、市街化区域の緑被率2割といった目標について触れており、公園を含めた市町村のみどり全般のあるべき論を定めた緑の基本計画についても、ここで触れております。

3番の見直しの必要性では、建築制限に係る課題、都市計画による長期の建築制限の訴訟問題と実際に制限がかかっている区域での建築申請の状況を挙げております。

次に、都市計画の見直し等に関する動向でございますが、社会資本整備審議会における都市計画見直しに関する言及や都市公園法施行令の改正による誘致距離標準の廃止と一人当たり公園面積を市町村が独自に定めることなどについて掲載しております。

そして、4番の見直しの考え方、課題と方向性については、委員会で、建築制限の長期化の問題とみ

どりの早期確保という相反する2つの課題を両立するため、現実的なみどり施策の実現手法を見出していくという大きな方向性をお示しいただきました。

見直し対象となる公園種別としましては、住区基幹公園と都市基幹公園、そして特殊公園の一部と緑地を対象とし、見直し対象の公園を、全域未開設の未着手公園と一部開設済の未完成公園に区別して定義しております。

次に公園に求められる機能の整理ですが、環境・景観などの存在効果、スポーツ・レクリエーション等の利用効果、文化・交流などの媒体効果という「みどりの3つの効果」を確認しながら、それらを住区基幹公園に求められる機能としてこちら、また、都市基幹公園等に求められる、これらの機能に分けて整理しております。

そして、評価方法の整理としましては、住区基幹公園と10ha未満の風致公園と緑地を「住区基幹公園等」、都市基幹公園と10ha以上の風致公園と緑地を「都市基幹公園等」と区分し、評価の要素として、先ほどの3つの効果による必要性と代替機能の有無を確認する代替性、そして整備の優先順位等を加味した実現性という3つの要素で考えていきます。

評価単位として、住区基幹は未着手区域が単体であれば公園全体で評価、また一部開設済みであっても、それも含めた公園全体で評価、複数に分かれる場合であっても公園全体を一体評価していくこととし、都市基幹の場合は、地形地物で分かれるブロックごとに評価するものと規定いたしました。

次に、住区基幹公園等の評価の進め方に入っております。

まずは、見直しの流れ フローでございますが、概ね10ha未満の住区基幹公園等の未着手・未完成公園について見直し対象公園全体で評価してまいります。

第1段階として必要性評価を行い、これが低ければ都市計画を廃止、高ければ、第2段階の代替機能評価に入って、代替があれば都市計画の変更もしくは廃止、なければ存続となってまいります。

存続するものについては、第3段階として実現性評価を行い、実現性が高ければ整備、低ければ「整備手法の検討」に入り、新たな代替施策の確保ができれば都市公園の廃止、できなければ概ね10年ごとに再検証を行っていくこととしています。

また、廃止するものについては地域の緑の充足度と廃止区域の土地利用への配慮の必要性とを確認し、問題なければ、新たな施策不要土地利用が荒れる恐れがある場合や新たな緑の創出が必要と判断される場合は、誘導によるみどりの確保を図っていくというものです。

ここからは、資料2の住区基幹公園の見直しフローを開いていただきながら聞いていただければと思います。

では、必要性評価のカルテについてですが、この評価カルテの中で、対象公園の都市計画の内容や周辺地域の市街地状況等、公園の諸元を押さえておきます。

また上位計画での位置づけや当初都市計画決定の理由、施設内容も確認してまいります。

必要性評価の評価項目は、一時避難地や遊び場の提供など住区基幹公園の特徴的な機能を踏まえた項目となっております。

これらの項目について、公園全体の評価である一次評価と、開設区域がある場合は、開設区域での充足度確認である2次評価を行ってまいります。

次に代替機能の評価ですが、代替の検討として公園の誘致圏の中で代替機能の有無、即ち空間計画としての代替を確認するパターンと、公園誘致圏の内外の施設で、誘致圏を描いてそれぞれの誘致圏が見直し対象公園の誘致圏をカバーできているか、即ち利用者の視点からの代替を見るパターンがございます。

ここで、実際の代替機能検討の際に参照できるよう、可能と考えられる施設緑地のメニューと地域制緑地等の一覧を載せてございます。

ここでの注意点としては、代替施設の担保性や公開性も考慮すること、現状の緑量を把握し、緑化推進を図ること、そして可能な限り複数の施策を連携させることで担保性を高めることとし、このように具体の連携パターンも例示しております。

代替機能カルテはご覧ののですが、先の必要性評価で必要性が高いと評価した黄色の項目のみについて、代替機能の有無を評価してまいります。

そして、都市計画公園を存続する場合は、実現性評価を行ってまいります。

買収難易度や市町村域における優先度等を総合的に評価し、実現性が高ければ公園整備となりますが、実現性が低ければ、ご覧のような新たな代替施策が確保できるか、整備手法の検討・調整を図っていくこととなります。

最後に、都市計画を廃止する場合がありますが、公園を廃止してもなお、地域の緑量が充足しているかという配慮と、公園廃止区域の土地利用が荒れることはないかという配慮をダブルチェックしてまいります。

緑量が不足する際に、緑量を創出しようとする「みどりの確保策」については、ご覧のとりの全国取り組み事例の表を掲載し、検討の際に参照できるようにしております。

新たな土地利用への配慮が必要という場合に、土地利用を一定コントロールしていこうとする対策としては農振の農用地指定や景観法の適用など、ご覧のような具体的な例示を載せてございます。

続きまして、都市基幹公園等の評価の進め方でございますが、6-4、6-5は住区基幹と同様のため割愛させていただき、フローと必要性、代替機能評価の考え方のみ説明させていただきます。

委員会で適用可否を見ていただきましたフローはこちら、府営公園のフローでございましたが、これに住区基幹公園のフローと同じ考え方で「整備手法等の検討の際の新たな代替施策」の項目を追加、そして「都市計画廃止の際の緑量に対する配慮」の項目も追加としたものが、こちらのフローでございます。このフローを府営公園フローに準じた都市基幹公園等のフローとしたいと思っております。

ここからは、よろしければ、資料 2 A3 の府営公園フローの方を開けていただきながら、聞いていただければと思います。

まずは必要性評価ですが、基本的に府営公園と同じカルテを使用し、公園の諸元と上位計画等を確認してまいります。

評価の考え方と評価項目についても府営公園とほぼ同等です。

見直し対象ブロックごとに評価を行うのも同様です。

次に、代替機能評価についても、住区基幹公園と違って、誘致圏を描かず、未着手区域原位置での代替性評価を行ってまいります。

以上が都市基幹公園等の評価の進め方になります。

最後に、7番「本書の運用について」では、地域特性を十分勘案すること、みどりの将来像との整合を図ること、代替機能の確保は廃止と同時が原則であること、住民及び関係者等に説明責任を果たすことなど、前回委員会でご指摘いただきました運用についての注意点を巻末に記しております。

また、参考資料としては、本委員会の体制、名簿、検討の経緯と評価カルテを載せてございます。また、別冊にて、委員会でご議論いただいたケーススタディ 3 公園のアウトプットフロー・評価カルテ・評価図等も収録しております。

それでは、以上で「市町村公園見直しの基本的考え方（素案）」の説明を終わります。

なお、本日ご欠席の嘉名先生から、本日の資料をご覧いただいたうえでコメントを頂戴していただきますのでご紹介させていただきます。

「代替機能について、都市計画廃止後に空白期間が生じるようなことになるのは望ましくない。よって、代替機能は並行もしくは切れ目なく担保できるよう条件づけることをお願いしたい。」とのご意見です。

事務局からは、以上でございます。

(増田委員長)

ありがとうございました。

説明の内容について何かお気づきの点、修正点、また分かりにくい点とかはないか？

(谷口委員)

- ・ 1点目、15ページの対象となる公園及び緑地の定義というところで、民有地に建築制限が掛っているというくだりで、実はこれも寝屋川市の例ですけれども、一部飛び地的に市が買収した土地がある場合、この中の定義にはどのような取扱いになるかということ。
- ・ 2点目、38ページ下の例示の場合2haから0.5haにして変更するという記述がありますが、見た感じ非常に小さな公園になるということですが、各市ではよくある事例になると思いますのでこのところをもう少し詳しくご説明頂けたらと思います。

(増田委員長)

- ・ 本編資料3のp15対象となる公園の定義とその整理ですね。

(谷口委員)

- ・ 未着手部分のごく一部を公園用地として買収している場合、この部分については未着手として扱うのか、民有地としての扱いを優先するのかということ。

(事務局)

- ・ 今回は建築制限が掛っているところということでまとめさせて頂いておりますが、それぞれ各市町村が運用する中で未着手部分の中には官地である場合もあると思いますので、それは各市町村の方で適宜適切に対応していただく扱いにしたいと思います。

(増田委員長)

- ・ 買収して官地となった部分については、建築制限が掛っていないものとして見直し対象から外して存続させるのかと言う事ですね？
- ・ それは、その他の部分と一体的に未着手部分の一部として評価して行けばいいのではないのでしょうか？

(事務局)

- ・ 資料の22ページの手順(1)に先行買収地の取り扱い方法を記述しています。
- ・ 2点目ですが、公園種別の変更が生じる場合があるということで2haの近隣公園の例示をしております。例えば、必要性評価で2haすべてが必要な場合において、1.5haは他で代替できるが、防災の観点でどうしてもその場所に0.5haが必要な場合は、その分を公園として存続させることとなり、近隣公園から街区公園への種別変更が必要なこともあるということです。

(多々納委員)

- ・ 街区公園ケーススタディを見てみると、防災の観点では避難地としての扱いはないものの、延焼危険度が高かったり、避難路の話があるため存在効果があると読むべきと考えるが、事例を見ていくと、資料7ページでは一時避難場所として使用可能とある。避難地としての必要性はないが、避難路等としての必要性はあるなどわかりにくく、実際作業するに当たって混乱する可能性がある。評価理由で地域防災計画では概ね1ha以上の場所としており、これに引っ張られるのではないか。
- ・ 地域防災計画の位置づけをどこまで強く意識するのか。街区公園等では、そんなに大規模なものでなければ避難地指定されていることはない。むしろ面積は表記しない方がいい。

(増田委員長)

- ・ 地域防災計画の位置づけについては、無視してもいいのではということでしょうか。
- ・ 一時避難地については、地域防災計画で基本的には位置づけられていないはず。

(事務局)

- ・ 防災の避難地の評価基準について、1haと記載していると、かなり制限が厳しくなります。
- ・ 柔軟に対応できるように、面積の値は表記しない方向で修正いたします。

(増田委員長)

- ・ たとえば、総合評価欄に書いてあるものを評価理由にもっていった方がいいのかも知れない。

(多々納委員)

- ・住区基幹公園は一体的に評価するとしているが、結果的に一部を代替し、一部存続という結果になるのがわかりにくい。20ページに前もってその可能性を述べていた方がわかりやすいのでは。

(増田委員長)

- ・評価の対象は全体であるが、評価した結果、区分される可能性があることを初期の段階で明記できるのであればいいということですね。

(事務局)

- ・23ページの手順4を説明する中で、イメージ図を入れさせていただいてわかりやすく見える形に修正します。

(梶山委員)

- ・実現性の評価の中に、市民のニーズという項目がないが。関連して41、42ページの新たな代替施策のメニューに、ふるさと納税や企業のネーミングライツで寄付を頂く的な方法が今までに事例としてはないとしても、やり方があり得ると記載してはどうか。

(増田委員長)

- ・民設公園や借地公園に近いものと考えていいか。

(事務局)

- ・実現性が低い場合、整備手法等の検討の中で新たな代替施策の確保を、通常の公共事業としての公園整備以外にも、梶山委員の言われているような手法を記載することも検討したい。
- ・41ページの民有地のメニューのところ、「みどりづくり推進事業」による緑地の公開の中で、府民等の寄附により緑地整備の1/2経費を助成するという手法も事例として入れております。

(多々納委員)

- ・既設の公園は、評価をやらなくていいのか。イメージとしては既設でない公園を対象としていると思うが、見ようによっては、こういう見直しをしたいから対象を絞っているように思われる。

(増田委員長)

- ・そこまでは踏み込んでいない。未開設区域を含む公園が対象。全域開設している公園は対象としていない。

(多々納委員)

- ・厳しく代替機能が評価されており、必要性や機能の定義が見直しフローをやるときに決まるようになっており、必要性を決めなければ代替機能を検討する必要がないように思われる。段階を踏んでいく必要はないか。

(増田委員長)

- ・緑の基本計画を見直す際に、開設している公園について必要性について再検討することができる。再整備の方向性や機能不全を起こしている公園の見直しなど、公園の意義を検討することができる。
- ・なお書き程度で、市町村のパブコメ等で、今後の施策展開として公園の意義とか再整備の時に応用できると記載してもいい。

(多々納委員)

- ・見直しを行うに当たって、委員会が組織され市域の公園について対処方針が議論され、見直し評価されるのだろう。気になるのは、ここで必要性を小さく見積もって廃止とする可能性も考えられるので、その辺りの対応の仕方の仕組みを考えていただいたら。

(増田委員長)

- ・同じようなご意見を嘉名委員からも雑談的に頂いている。基本的考え方を策定すると、趣旨を理解して前向きに検討する市、廃止を進めていく市、あまり動かない市が出てくるだろうと。うまく府と市が連携して考え方の趣旨を理解して活用していくようお願いしたい。

(多々納委員)

- ・必要性の評価を全市全公園で行って府に意見照会を行い、問題なければ次に進むなど段階を踏む必要があるのでは。どこかに府市の意見調整のようなものは入らないか。

(増田委員長)

- ・法制度上は、市決定は協議であるので、府はあまり意見できないのでは。

(事務局)

- ・市決定は協議なので反対することはできません。決定権は市町村であり、市の審議会で審議することはできます。

(増田委員長)

- ・第7章のところ、本書の運用についての注意点、「地域特性を勘案ご利用ください」のところ、特に必要性評価に関して十分配慮してやるべき、と入れておくかですね。

(赤津委員)

- ・評価カルテについては、情報公開などで公開されるのか。それとも内部資料なのか。
- ・説明責任を果たすという意味では、評価カルテを公開して議論して、反映するのの一つ。

(事務局)

- ・説明会や都計審の中で、カルテ自体を公開するかは各市町村の判断になりますが、どうやってカルテを作成したか、評価項目については説明することになります。評価カルテを用いて評価したことで公開されます。

(梶山委員)

- ・ガイドラインを示して表に出ているので、公開請求があれば出さなければならないものとする。

(事務局)

- ・都市計画協会が作成した案を、再度、市町村において地域特性を含めて見直すことも考えられます。基本は出すことが前提ですが、市町村において出し方等を含めて検討が必要と考えます。

(増田委員長)

- ・私権の制限の話もあるので、どの段階で評価カルテを出すかはわからないが、最終的には公開していくのが原則だろう。そのような公開性のなかで信頼性を担保しておくということによろしいか。

(赤津委員)

- ・環境影響評価制度の準備書のような、行政が案を作り、市民に意見を聞き、修正するようたたき台としての使い方の方が、議論が整理されて良いのではという意見である。

(増田委員長)

- ・59ページのところについて、多々納委員・赤津委員の意見をふまえて修正を検討してください。

(岡委員)

- ・見直しの各市町村におけるスケジュールは、いつまでに行うのか。市町村によって公園の数によっても異なるのだろう。

(事務局)

- ・これをそのまま使うのか、これをもとに少しカスタマイズされて加筆修正されるのかは各市町村によって異なりますが、まずは各市町村がそれぞれの見直しの基本方針を策定することになります。そのあとで個別の公園の見直しになります。時期については、基本的な考え方の中では示していません。都市計画区域マスタープランの中で、見直しについては進めていくと謳っているので具体的な時期とまでは言えませんが、適宜進めていくことになります。

(増田委員長)

- ・府営公園については、どのようなスケジュールで動いているのか。方針の策定が昨年度だったが。



(事務局)

- ・昨年度の見直しの基本方針が策定され、本年度事業者の方で評価カルテを作成しているところで、関係市との協議を開始しているところもあります。来年度以降、協議が完了次第都市計画手続きに入っていけると考えています。スケジュール的には3か年を考えています。

(増田委員長)

- ・道路見直しを見ていると、府と市が一体的に行っているところと、少し遅れて見直し行っている市町村がある。  
おそらく府の都決の検討が先行的に進んで、それに市町村の決定のものがあとをついていくのだろう。

(事務局)

- ・府営公園は26年度を目標としていますが、市町村の公園の場合は、市域に多くの公園があって、その全体の考え方と個別の公園を廃止する考え方と両方説明が求められていくことになるだろうから、単体の評価を次々進めていくのは少し難しいのかもしれませんが。各市町村の大きな都市計画の動きの中で、みどりの考え方等を整理するタイミングなどを見計らいながら、この基本的考え方を活用していただければと考えています。

(増田委員長)

- ・市町村においては、みどりの基本計画の改訂時期や、改訂された基本計画は中間年で見直していくと謳われており、その中で位置づけていくことになるだろう。
- ・その他ご意見、よろしいか。ありがとうございました。
- ・これから、この考え方の素案をうまく使って頂いて、有効に公園事業であったり、緑化事業を進めると同時に、行政の効率性を高めるということをやっていただきたい。
- ・今日の意見では、少し運用の仕方、項目7のところ少し加筆修正があるかもしれませんが、それ以外については、素案は十分まとめていただいていた。
- ・最終の部分については少し私の方にお預け頂きたい。
- ・最後に、議題4 「今後のスケジュール」について報告をお願いします。

(事務局)

- ・それでは今後のスケジュールについてご説明させていただきます。
- ・本日はいただいたご意見の方を踏まえまして修正とりまとめのうえ案を作成させていただきます。4月から都市計画協会会員市町村への意見照会を行います。また引き続き、大阪府都市計画協会としましてパブリックコメントを行い、そこでいただいたご意見を踏まえ適宜修正のうえ、委員の皆様にご了承いただいたあと、都市計画協会総会場で基本的な考え方の案を報告いたしまして、承認を受けたのちに成案化、公表をしまいたいと考えております。以上です。

(増田委員長)

- ・総会はいつごろか

(事務局)

- ・6月くらいです。

(増田委員長)

- ・後少し、まだやりとりが残されていようかと思いますが、6月には成案となるということですね。よろしく願いしたい。
- ・それでは、議事進行を事務局にお返しします。

(事務局)

- ・増田委員長はじめ、委員の皆様方、計5回の委員会にわたり、熱心なご審議、ありがとうございました。  
以上